

宇都宮市 悠久の丘 利用のご案内

1. 利用時間等について

(1) 利用資格

利用上の制限は特にありません。どなたでもご利用いただけますが、宇都宮市・壬生町の方とそれ以外の方では使用料が異なります。

(2) 休場日

火葬場 1月1日及び友引日

式場 1月1日（1月1日を除き、友引日は通夜のご利用が可能です。）

(3) 利用時間

(ア) 火葬場及び待合室

午前9時から午後5時15分まで

(イ) 式場及び式場控室

午前8時30分から午後9時まで（準備と後片付けの時間も含みます。）

(ウ) 通夜控室

通夜式後から葬儀式まで

(エ) 霊安室

全日（午前0時から午後12時まで）

※ 棺の預かり受入時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。

2. 火葬及び式場の利用予約について

施設の空き状況は、悠久の丘のホームページで24時間、どなたでも確認することができます。

ホームページアドレス <http://www.u-yukyunooka.jp/>

(1) 個人での予約

火葬及び式場の利用にあたりましては、あらかじめ電話にて予約をした上で、本庁、地区市民センター及び出張所にて火葬許可の申請手続き（死亡届）を行ってください。

予約電話 028-649-1150（宇都宮市 悠久の丘）

受付時間 午前8時30分～午後8時00分

(FAXでの送受信が可能な場合)

- ・ 電話予約完了後、「施設使用許可申請書」をFAXにて送信いたしますので、変更修正が必要な場合には訂正のうえ、FAXにより返信してください。
- ・ 「火葬許可証」につきましては、火葬当日の手続を円滑にするため、取得後速やか（遅くとも火葬前日午後4時まで）にFAXにて送信してください。
- ・ 「施設使用許可申請書」及び「火葬許可証」は、火葬当日必ずご持参ください。

FAX番号 028-648-9188（宇都宮市 悠久の丘）

(FAXでの送受信が困難な場合)

- ・ 電話予約完了後、火葬前日の午後5時15分までに「宇都宮市悠久の丘」事務室受付までお越しいただき、「施設使用許可申請書」の内容を確認してください。また、その際には「火葬許可証」もご持参ください。
- ・ 火葬前日午後5時15分までに「宇都宮市悠久の丘」にお越しいただくことが困難な場合は、電話予約の際にご相談ください。

※ 予約時間の変更やキャンセルにつきましては、早めにご連絡ください。

直前の変更やキャンセルは、他の利用者の迷惑となりますので、仮予約や不確定なご予約はご遠慮ください。

(2) 葬祭事業者への予約依頼

宇都宮市 悠久の丘では、葬祭事業者を対象にインターネットや携帯電話などで、24時間予約受付可能なシステムを導入しています。

葬祭事業者に葬儀等を依頼する場合は、打合せの際に予約手続を依頼してください。

3. 死産児の火葬、改葬、胞衣等の予約について

死産児の火葬及び改葬については、あらかじめ電話にて予約をした上で、本庁、地区市民センター及び出張所にて、火葬許可の申請手続き（死産届）または改葬許可の申請手続きを行ってください。

胞衣汚物等については、あらかじめ電話にて予約をした上で、お持ち込みください。

予約電話 028-648-9177（宇都宮市 悠久の丘）

受付時間 午前8時30分～午後8時00分

※ 妊娠7箇月（24週）以降の死産児につきましては、24時間経過しないと火葬できませんので、ご注意ください。

4. 施設の利用について

(1) 受付

- (ア) 施設に到着後、事務室受付で「火葬許可証」及び「施設使用許可申請書」をご提出いただき、使用料の支払手続を済ませてください。
- (イ) 「火葬許可証」をご提出いただけない場合は、火葬できませんのでご注意ください。

(2) お別れ室

- (ア) 写真立て、花立て、抹香及び香炭を用意しています。花、写真等はご持参下さい。
- (イ) ご遺骨への影響や火葬中の事故防止の観点から、棺の中には、次の副葬品は入れないで下さい。また、ペースメーカー等を使用していた場合には、必ず火葬前に申し出て下さい。

《棺に納められない副葬品》

- ①破裂、爆発のおそれがあるもの（スプレー缶、ライター、電池類など）
- ②ご遺骨への影響や公害のおそれがあるもの（プラスチック、ビニール製品など）
- ③火葬の妨げとなるもの（多量のドライアイス、書籍など）
- ④燃えないもの（時計、カメラ、陶磁器など）
- ⑤その他火葬に伴い危険なもの

- (ウ) 火葬終了後、火葬執行済の押印された「火葬済証兼埋葬許可証」をお受取ください。（この許可証は、墓地等への納骨時に必要となります。）

(3) 待合室

- (ア) ご利用後は室内の清掃をお願いいたします。
- (イ) 館内に持込みしたもの及びゴミ等は必ずお持帰りください。
- (ウ) 待合室のご利用は収骨までとなりますので、収骨の案内がありましたら、手荷物等は全部お持ちになって移動してください。

(4) 式場

- (ア) 通夜式または葬儀式にご利用いただけます。
- (イ) 式場の収容規模は、貸出時150人規模に設定してありますが、50人規模または100人規模に変更することもできますので、予約時にお申し出ください。
- (ウ) 祭壇様式は宗教等により変更することもできますので、予約時にお申し出ください。（祭壇を持ち込むことも可能です。）
- (エ) 準備、後片付けは利用者が利用時間内に行ってください。
- (オ) 霊安室は、式場利用までの間、ご遺体をお預かりすることを目的としています。
- (カ) 宇都宮市暴力団排除条例の施行により暴力団の活動に資する利用はできません。

(5) 式場控室

- (ア) 開式前の控室としてご利用できます。また、通夜時の飲食（通夜振る舞い）にもご利用いただけます。
- (イ) 準備、後片付けは利用者が利用時間内に行ってください。
- (ウ) 移動した椅子、テーブルは使用前の状態に戻してください。

(6) 通夜控室

- (ア) 通夜時にご遺族等が棺に付き添う場合、ご利用できます。
- (イ) テレビ、冷蔵庫、湯呑み、ポット、急須は備え付けてあります。タオル、ドライヤー、洗面用具及び寝具類はありませんので、利用者でご準備ください。
- (ウ) 貴重品等の取扱いは十分注意してください。
- (エ) 施設の門扉は午後9時15分に施錠し、午前7時30分に開錠します。緊急時は非常呼出ボタンにより警備会社へ通報してください。

(7) 駐車場

- (ア) 場内での事故等につきましては、各人の責任で対応してください。宇都宮市悠久の丘では、責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。
- (イ) アイドリングストップにご協力ください。
- (ウ) 駐車台数に限りがありますので、相乗り等により来場車両の削減にご協力ください。

【利用上のご注意】

施設内では、次の行為はできません。他の方の迷惑にならないようご利用ください。

- ① 宮型霊柩車の乗入れ
- ② 葬儀目的以外の寄付、物品の売買行為
- ③ 施設設備以外の案内看板等の設置
- ④ 式場以外での生花、果物等御供養品の設置
- ⑤ 敷地内及び施設内の花輪等の設置、提灯類、やらい、看板、テント、幕、カーテン等の使用、ただし、式場内での祭壇飾付用は除きます。
- ⑥ 施設内でのお清め塩等の使用
- ⑦ 施設内のガスコンロ等の火気使用
ただし、ローソク・線香は、式場での棺前のみ使用可能です。
- ⑧ 「お心づけ」は一切禁止しております。
- ⑨ その他施設利用者の迷惑になるような行為

※ 館内全面禁煙です。喫煙される方は、屋外の喫煙所（火葬棟駐車場西端と火葬棟裏側の2か所）をご利用ください。

5. 火葬許可の申請について

宇都宮市及び壬生町の火葬許可（死亡届出）の申請窓口は以下のとおりです。

「宇都宮市悠久の丘」を予約した上で申請（届出）してください。

窓 口	所 在	電 話	受 付 時 間
市民課 戸籍グループ	旭 1 丁目 1-5	028-632-2269	平日（月曜） 午前 8 時 30 分から 午後 7 時 平日（火曜～金曜） 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分
平石地区市民センター 清原地区市民センター 横川地区市民センター 瑞穂野地区市民センター 城山地区市民センター 国本地区市民センター 富屋地区市民センター 豊郷地区市民センター 篠井地区市民センター 姿川地区市民センター 雀宮地区市民センター 上河内地区市民センター 河内地区市民センター 宝木出張所 陽南出張所 駅東出張所	下平出町 158-1 清原工業団地 15-4 屋板町 576-1 下桑島町 1030-1 大谷町 1059-5 宝木本町 1868-1 徳次郎町 80-2 岩曽町 825-1 下小池町 466-1 西川田町 805-1 新富町 9-4 中里町 181-3 中岡本町 3221-4 若草 3 丁目 13-13 春日町 11-1 中今泉 3 丁目 5-1	028-661-2667 028-667-0501 028-656-1009 028-656-1580 028-652-0621 028-665-1041 028-665-0002 028-660-2267 028-669-2101 028-658-1201 028-653-1511 028-674-3132 028-671-3203 028-622-5765 028-658-1658 028-638-5771	平日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分
バンバ出張所	馬場通り 4-1-1	028-616-1542	平日（火曜～金曜） 午前 10 時から 午後 5 時 15 分 ※設備点検のため臨時休館 となる場合があります。
B 1 A 会議室 （市役所地下 1 階）	旭 1 丁目 1-5	028-632-2222	土・日曜日、祝日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分
壬生町 住民課 壬生町 稲葉出張所 壬生町 南犬飼出張所	下都賀郡壬生町 大字壬生甲 3841-1 大字稲葉 933-1 大字安塚 1170	0282-81-1824 0282-82-1002 0282-86-0004	平日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分

※ 受付時間等は、事前に各施設の窓口にご確認ください。

6. 使用料等について

種別		単位	使用料金	
			死亡者が本市又は 壬生町の住民である 場合	左記以外のものでは ある場合
火 葬 場	13 歳以上の者	1 体	無料	63,800 円
	13 歳未満の者	1 体	無料	47,850 円
	死産児	1 胎	無料	31,900 円
待合室		1 室 1 回（2 時間以内）	5,600 円	22,410 円
式場（式場控室を含む）		葬儀式 1 室 1 回 （3 時間 30 分以内）	150 席室	34,150 円
			100 席室	28,800 円
			50 席室	23,300 円
		通夜式 1 室 1 回 （4 時間 30 分以内）	150 席室	43,880 円
			100 席室	37,030 円
			50 席室	29,950 円
通夜控室		1 室 1 回（午前の葬儀式まで 14 時間以内）	12,980 円	25,970 円
		1 室 1 回（午後の葬儀式まで 18 時間以内）	16,700 円	33,410 円
霊安室		1 体 1 回（24 時間以内）	4,910 円	9,830 円

胞衣汚物等	1 個（4 kg まで）につき ※1 個が 4 kg を超えるものは、1 kg（1 kg 未満は 1 kg とみなす）増すごとに 230 円を加算する。10 円未満に端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を合計額とする。	923 円	
-------	---	-------	--

7. その他

- （1）施設内に売店を設置してありますが、施設内への飲食物の持ち込みも可能です。
- （2）分骨（遺骨分け）する場合は、悠久の丘事務室へお申し出ください。証明書を発行します。（分骨を納骨する場合にこの証明書が必要となります。）
- （3）受入可能な棺の大きさは、次のとおりとなっております。
高さ：65 cm 幅：75 cm 長さ：230 cm 以内です。
- （4）「利用のご案内」に定めるもののほか、施設利用にあたっての詳細につきましては、「宇都宮市 悠久の丘 利用規約」のとおりとなります。
- （5）悠久の丘の使用料金をお支払いいただく際には、悠久の丘発行の領収証をお渡しします。
葬祭事業者様がお支払を代行する場合は、葬祭業者様に領収証をお渡ししますので、葬祭事業者様からお受け取りください。

8. 位置図

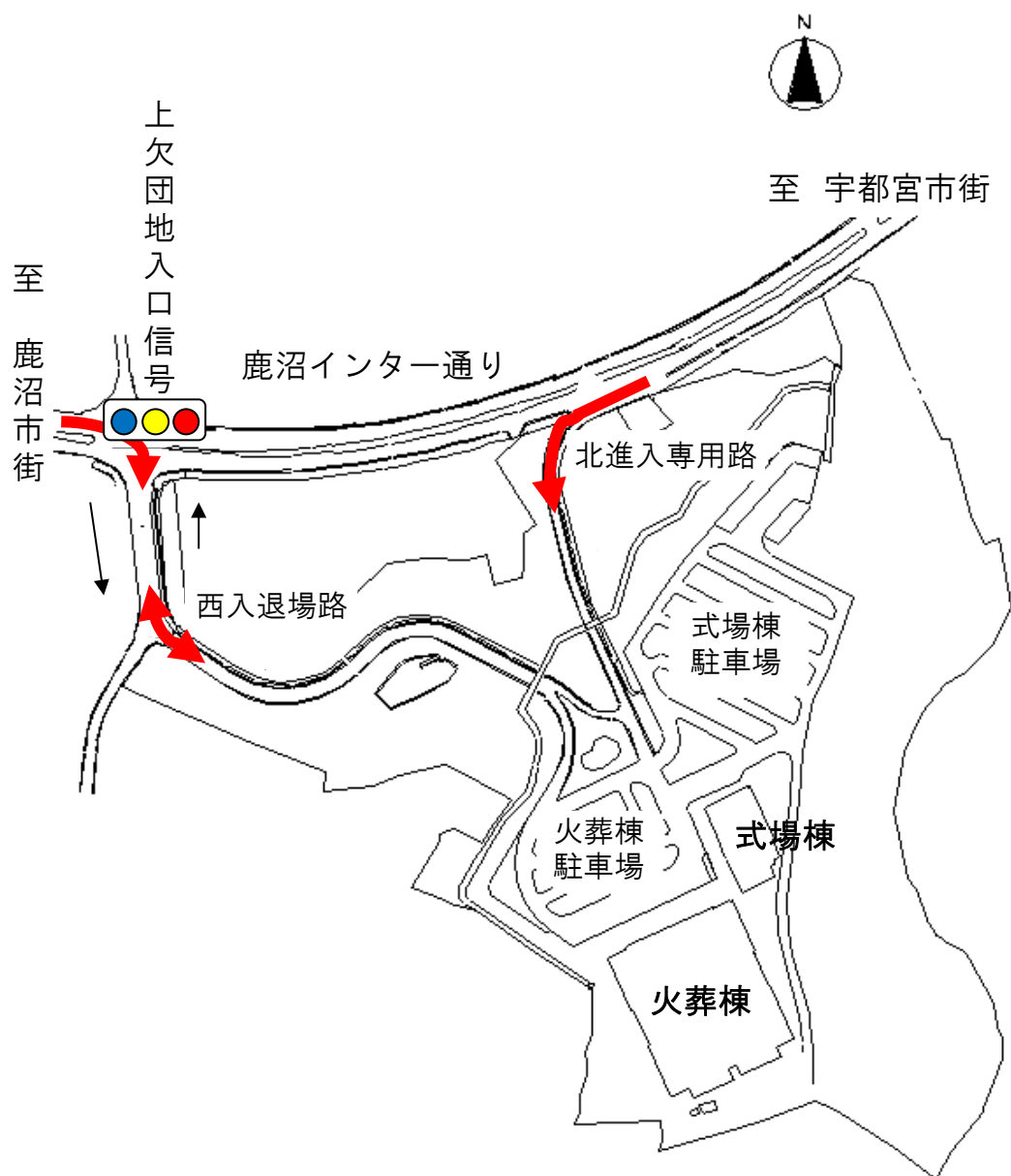


宇都宮市 悠久の丘

〒320-0855 宇都宮市上欠町719番地1 TEL 028 (649) 1150

※ ナビゲーションシステムによっては、誤った場所へ案内される可能性がありますので、ご注意ください。

9. 施設案内図



※ 悠久の丘への来退場につきましては、鹿沼インター通りをご利用ください。

■ バスの場合

JR 宇都宮駅から関東バス「砥上車庫」停留所下車 徒歩約20分

令和7年10月1日